

ちょっと

Q&A

組合税務相談室

教えて

Question

交際費



税理士 山本 善通 氏

当組合は、共同販売事業を主事業として事業展開を行っていますが、得意先等への飲食接待が発生する場合があります。この場合の交際費の考え方について教えてください。

Answer

【原則】

交際費等の額は、原則として、その全部が損金不算入とされていますが、損金不算入額の計算に当たっては、法人の区分に応じ、一定の措置が設けられています。

【交際費について】

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のために支出するものをいいます。次に掲げる費用は交際費等から除かれます。（措法61の4⑥他）

- 1 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- 2 飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が10,000円以下（令和6年4月以降）である費用

なお、この規定は次の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

- (1) 飲食等のあった年月日
- (2) 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係
- (3) 飲食等に参加した者の数
- (4) その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地（店舗がない等の理由で名称または所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所等）
- (5) その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

この場合の10,000円の判定や交際費等の額の計算は、法人の適用している消費税等の経理処理（税抜経理方式または税込経理方式）により算定した価額により行います。

3 その他の費用

- (1) カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- (2) 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- (3) 新聞、雑誌等の出版物または放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、または放送のための取材に通常要する費用

【損金不算入額の限度額について】

法人が平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度の損金不算入額は以下の通りです。

資本金の額等	支出交際費等の損金算入額
100億円超の法人	なし
1億円超100億円以下の法人	接待飲食費の額の50%相当額
1億円以下の法人	次の①または②のいずれかを選択 ①支出交際費等の額のうち定額控除限度額（年800万円）までの金額 ②接待飲食費の額の50%相当額